

伊賀市小学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

平成29年10月3日

伊賀市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、伊賀市小学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における客観的な評価結果を公表する。

平成 29 年 10 月 3 日

伊賀市長 岡本 栄

1 事業概要

(1) 事業名称

伊賀市小学校給食センター整備運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設の名称

伊賀市小学校給食センター（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設の管理者の名称

伊賀市長 岡本 栄

(4) 事業目的

本市の小学校の給食は、現在、自校方式とセンター方式（阿山給食センター・大山田給食センター）により提供している。しかし、給食施設・設備の老朽化や給食調理員の不足といった課題を抱え、改善が必要になっており、現状での給食実施の継続が今後困難となることが想定される。

このため、平成 26 年に伊賀市小学校給食のあり方検討委員会を設置し、平成 27 年 8 月に示された小学校給食のあり方に関する提言を受けて、教育委員会では小学校給食についての基本方針を策定した。平成 28 年度は、「伊賀市小学校給食センター建設基本計画」を策定するとともに、新たな小学校給食センターの整備手法の検討を行い、P F I 法に基づく P F I 方式により実施することとした。

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者に一括して発注することで、安全・安心な学校給食の安定的な供給や地産地消・食育の推進などを図るとともに、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を実現することを目的とする。また、本事業を実施するにあたり、主に施設整備期間において市内に本店を有する企業が主体的に参画する体制が構築され、運営・維持管理期間において市民の雇用が促進されるなど地域経済への貢献を期待している。

(5) 事業方式

本事業は、市が所有する土地に民間事業者が本施設の設計・建設を行い、完成後に所有権を市に移転したうえで、事業期間終了時まで本施設の運営・維持管理を行う B T O（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成 47 年 3 月までとする。

施設整備期間	平成 30 年 7 月から平成 32 年 1 月まで（19 カ月間）
開業準備期間	平成 32 年 2 月から 3 月まで（2 カ月間）
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月から平成 47 年 3 月まで（15 年間）

(7) 事業範囲

民間事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- ①事前調査業務
- ②各種申請等業務
- ③設計業務
- ④工事監理業務
- ⑤建設業務
- ⑥調理設備等調達・設置業務
- ⑦食器・食缶等調達業務
- ⑧調理備品等調達業務
- ⑨施設備品等調達・設置業務
- ⑩調理設備等の増設・追加調達業務
- ⑪その他関連業務

イ 開業準備業務

- ①設備等の試運転
- ②業務従事者への研修、調理・配送リハーサル
- ③パンフレット・DVDの作成
- ④開所式の支援
- ⑤その他関連業務

ウ 維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③調理設備等保守管理業務
- ④食器・食缶等保守管理業務
- ⑤施設備品等保守管理業務
- ⑥外構等保守管理業務
- ⑦清掃業務
- ⑧警備業務
- ⑨その他関連業務

エ 運營業務

- ①食材等の検収補助・保管業務
- ②調理等業務
- ③衛生管理業務
- ④洗浄消毒・残渣等処理業務
- ⑤給食配送・回収業務
- ⑥配送車両の調達・維持管理業務

- ⑦調理備品等保守管理・更新業務
- ⑧食育支援業務
- ⑨その他関連業務

(8) 民間事業者の収入

市は、民間事業者が実施する本施設の施設整備業務、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務に対してサービス対価を支払う。本事業は、市が民間事業者からサービスを購入する形態（サービス購入型）の事業とする。

(9) 施設概要等

ア 敷地概要

所在地	伊賀市西条 114 番地
用途地域等	都市計画区域内・市街化調整区域・建築基準法第 22 条区域
敷地面積	約 5,677 m ²
建ぺい率・容積率	60%・200%

イ 施設概要

調理能力	最大 4,000 食/日
アレルギー対応食	最大 50 食/日（対象食材の除去食を基本とする。）
献立方式	1 献立/日（副食 3 品を基本とする。）
配送校	1～5 年目：13 校、6～7 年目：16 校、8 年目以降：19 校

ウ 計画概要

区分		必要諸室・施設内容等	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業 区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、食品庫、仕分室、冷蔵庫(室)・冷凍庫(室)、野菜類下処理室、魚肉類下処理室、卵処理室、米庫、洗米室、器具洗浄室、油庫、廃材庫、雑品庫、洗浄室、洗剤庫、残渣室、回収風除室等
		非汚染 作業 区域	上処理室、煮炊調理室、揚物・焼物・蒸物調理室、和え物室、アレルギー対応食専用調理室、炊飯室、器具洗浄室、洗浄室、コンテナ室、配送風除室等
	その他	市職員用更衣室、事業者用更衣室、休憩室、食堂、シャワー室、業務従事者用便所、前室、洗濯室・乾燥室、倉庫等	
	一般エリア	玄関、市職員用事務室、事業者用事務室、給湯室、書庫、倉庫、便所(事務員用、外来者用、多目的)、見学用通路、展示ホール、会議室、調理実習室、配送員控室、機械室、ボイラー室等	
	附帯設備	門扉・フェンス、駐車場(市職員用、公用車用、来客用、障がい者用、おもいやり駐車場、事業者用)、駐輪場、外灯、ごみ置場、受変電設備、受水槽、排水処理施設等	

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の評価

(1) 評価方法

ア 選定基準

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、または財政負担が同一の水準にある場合においては、公共サービス水準の向上を期待できることを選定基準とした。

イ 定量的評価

市が本事業を自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合について、事業期間全体を通じた財政負担の総額をそれぞれ算出し、当該金額を現在価値に換算したうえで定量的な評価を行った。

ウ 定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

エ 総合評価

定量的評価及び定性的評価を踏まえた総合評価を行った。

(2) 定量的評価

ア 前提条件

市が本事業を自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額を算定するにあたり、下表記載の通り、前提条件を設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、入札参加者の提案内容を制約するものではない。

< 財政負担額算定の前提条件 >

項目	市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
市の財政負担額の主な内訳 ^{※1}	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤地方債償還金（元金・利息）	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤地方債償還金（元金・利息） ⑥割賦利息 ⑦SPC ^{※2} 開業関連費及び運営費等

※1：金利変動及び物価変動は、考慮していない。

※2：PFI事業として実施する場合、民間事業者は本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として市内に設立することを前提条件とした。

項目	市が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
資金調達に関する事項	①交付金 ②地方債 ③一般財源	①交付金 ②地方債 ③一般財源 ④資本金 ⑤金融機関からの借入金 ※④、⑤は民間事業者が調達
各費用の積算方法	・本事業の特徴や本施設の規模、類似施設の実績等を踏まえて設定	・施設整備費及び維持管理費は、市が自ら実施する場合と比較して一定割合の縮減率が実現されるものと想定して設定 ・運営費は、類似事例の実績等を踏まえて設定 ・開業準備費は、市が自ら実施する場合と変わらないものとして設定 ・割賦利息、S P C 開業関連費及び運営費等は、類似事例の実績等を踏まえて設定
共通条件	割引率：1.38%（過去15年間の国債(10年債)の平均利率)	

イ 財政負担額の比較

上記の前提条件に基づき、市が本事業を自ら実施する場合とP F I 事業として実施する場合の財政負担額を事業期間にわたり年度別に算出し、割引率により現在価値に換算した金額で比較した。

なお、P F I 事業として実施する場合は、事業期間中にS P Cが納付する法人市民税を市の収入として考慮した。

ウ 評価結果

P F I 事業として実施する場合は、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間中の財政負担額が約15.9%縮減されるものと見込まれる。

なお、市から民間事業者に移転されるリスク調整額については、リスクの実績データが蓄積されておらず、定量化が困難なため考慮していない。

(3) 定性的評価

P F I 事業として実施する場合は、下記の通り、定性的な効果が期待できる。

ア 「一括発注」「性能発注」による合理的な施設整備、円滑な業務遂行

P F I 事業では、設計、建設、維持管理、運営の各業務が、S P Cに「一括発注」「性能発注」されるため、運営・維持管理を担当する企業の意向・ノウハウを施設設計

面に反映させることや、各業務を担当する企業との緊密な連携体制を構築し、事業全体の効率性・最適性を考慮した統括管理を行うことが可能となる。このため、本事業をPFI事業として実施することで、コンパクトかつ機能的な諸室の設計、保守管理・清掃の容易性に配慮された建築資材・設備機器等の採用、献立や提供食数に対応して効率的かつ効果的に使用できる調理設備等の選定など、合理的な施設整備や円滑な運営・維持管理の実現が期待できる。

イ 「長期契約」による建築物・各種設備の機能・性能確保

PFI事業は、SPCと長期契約を締結することになるため、維持管理を担当する企業が事業期間全体を通じて計画的に修繕・更新を実施することが可能となる。学校給食センターは、給食の提供に影響を及ぼさないよう建築物及び建築設備・調理設備等の機能・性能を保持することが重要であり、本事業をPFI事業として実施することで、不具合や故障等の発生を未然に防止する予防保全が徹底され、長期的な観点で最適な時期に修繕や更新が実施されることで良好な施設環境を確保できる効果が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による事業の安定性・継続性の確保

PFI事業では、事業期間中に想定される多様なリスクを事前に把握したうえで、従来、市が負担していたリスクのうち、民間事業者の方が効率的に管理できると考えられるリスクを移転することが可能となる。市と民間事業者との適切かつ明確なリスク分担により、潜在的なリスク発生の未然防止やリスクが顕在化した場合における追加的な支出の最小化を図ることで、長期間にわたる事業の安定性や継続性を確保できる効果が期待できる。

エ 財政負担の平準化

PFI事業として実施する場合においても、必要な資金は従来の調達方法（交付金・地方債）と民間資金を組み合わせることで賄うことが可能であり、施設整備に必要な費用の一部はSPCが金融機関から借入し、市は運営・維持管理期間を通じてSPCに割賦払いすることで、財政負担の平準化を図る効果が期待できる。

（４）総合評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して財政負担額の縮減が見込まれるとともに、公共サービス水準の向上などの定性的効果も期待できる。これらを踏まえ、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。